令和８年２月２５日　行方市農業委員会第２回総会を行方市役所北浦公民館１階講義室において開催し、その内容は次のとおりである。

１　本日の会議に付した議案

議案第　６号	農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第　７号	農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第　８号	買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第３条許可処分について
議案第　９号	現況証明願について
議案第１０号	農地改良協議書について
議案第１１号	行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について
議案第１２号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
議案第１３号	令和８年度行方市農業労賃及び賃借料情報について
報告第　５号	農地パトロール（許可後の実施状況）の結果について
報告第　６号	制限除外の移動届の受理について
報告第　７号	農地法第３条第１項第１３号の規定による届出書の受理について
報告第　８号	農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第　９号	農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
報告第１０号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

２　本日の出席委員

１番　一　村　　栄	２番　豊　村　由　貴	３番　大　原　一　美
４番　野　口　　浩	５番　木　村　　守	６番　阿　部　力　男
７番　飯　島　　清	８番　関　口　順　一	９番　谷田川　　栄
１０番　近　藤　芳　子	１１番　茂　木　　孝	１２番　橋　本　　清
１３番　横　瀬　忠　美	１４番　本　澤　政　雄	１５番　風　間　啓　次
１６番　小　沼　正　二	１７番　郡　司　正　彦	１８番　椎　名　　勇
１９番　髙　塚　利　英		

本日の出席推進委員

１番　深　澤　　泉	２番　平　山　　正	３番　金　田　景　行
４番　宮　嵜　春　樹	５番　箕　輪　澄　子	６番　森　山　正　一
７番　小　澤　信　一	８番　山　崎　雄　一	９番　一　條　克　之
１０番　小　嶋　得　男	１２番　宇　井　勝　之	１３番　野　原　賢　一
１４番　川　島　隆　道	１５番　石　田　充　春	１６番　千ヶ﨑　敏　男

３　本日の欠席委員　　なし

４　議事内容

（開会宣言）　　午後　１時３０分

事　務　局　こんにちは。皆様ご参集でありますので、進めさせていただきます。
それでは、総会に先立ちまして、椎名農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

会　　長　それでは、一言ご挨拶申し上げます。
本日はお忙しい中、雨で足元が悪い中、第２回総会へ出席をいただき、ありがとうございます。
今月は静岡県伊豆への全体研修視察、そして農地パトロールがありました。委員の皆様のご協力ありがとうございました。
また、本日は、総会終了後、認定農業者等との意見交換会が予定されております。
出席されます委員の皆様、よろしくお願いいたします。
最後になりますが、本日議案の審議をお願い申し上げて、簡単でございますが挨拶といたします。

（議長の選出）

事　務　局　ありがとうございました。
それでは、議事日程に入っていきますが、総会資料の閲覧準備
をお願いいたします。
それでは、議事日程に入っていきます。議長につきましては、農業委員会規則第５条第１項によりまして、椎名会長に議長としての議事進行をお願いいたします。

（委員の出席状況）

議　　長　まずは、資格審査報告です。
ただいまの出席委員は１９名、欠席委員はゼロ名ですので、定数に達しておりますので、令和８年行方市農業委員会第２回総会を開会いたします。

（会議録署名人の指名）

議　　長　日程第１、会議録署名人の指名について、議長において次のように指名いたします。
２番豊村由貴委員　３番大原一美委員。

（書記の任命）

議　　長　次に、日程第２、総会書記の任命については、事務局の稲田事務局長補佐、荒井係長を任命します。

（会期）

議　　長　次に、日程第３、会期の決定でありますが、本総会の会期は、本日１日としたいと

思いますが、これにご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、会期は本日１日といたします。

（経過報告）

議　　長　次に、日程第４、経過報告について、事務局より報告願います。

事　務　局　２月の行事の経過について、ご報告をさせていただきます。資料に基づきまして報告いたします。

まず、２月２日から３月３日にかけてでございます。農地利用最適化推進委員の募集ということで、現在募集中でございます。現在のところ１名の応募があった現状でございます。

続きまして、２月４日から５日、行方市農業委員会全体研修といたしまして、静岡県伊豆市のほうで研修をして参りました。伊豆市の鳥獣被害についてということで、農業委員、推進委員、事務局２３名で研修をしてきております。こちらの内容につきましては、タブレット内の全体研修関係という中に復命書と併せて資料のほうを掲載しておりますので、ご確認いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、２月１７日でございます。茨城農業委員会女性協議会の研修会ということで、水戸市のホテルザウエストヒルズ水戸におきまして、地域農業の課題を解決するための研修会ということで、近藤委員、豊村委員の出席の下、開催をされております。

同じく２月１７日でございます。行方市農業再生協議会の臨時総会が北浦公民館で開催されております。こちら令和８年産米の生産総量目標に相当する数値の設定についての検討をされてございます。こちらは、郡司農政部会長代理及び事務局で出席をしております。

同じく２月１７日でございます。農業委員会行方地域協議会理事会ということで、手打そば松月におきまして理事会を開催しております。令和８年度の総会につきまして検討をしております。こちらの総会につきましては４月１７日に行方協議会の総会を開催する予定でございます。出席は潮来市、行方市両市の会長、会長代理、事務局ということになっております。

続きまして、２月１８日から２０日、農地パトロールを市内全域で行ってございます。転用許可後の現地確認ということで、農業委員出席の下、実施をしております。

続きまして、２月２５日、第２回総会ということで、ただいま開催中でございます。以上でございます。

（議案の審議）

議　　長　それでは、日程第５、議案の審議に入ります。

（議案第６号）

議　　長	議案第６号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事　務　局	議案第６号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和８年２月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 案件につきましては、第２１項までとなっております。事務局説明は事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。 なお、第１項から２１項におきまして、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議　　長	１項、２項は関連がありますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。１５番、風間委員。
１　５　番	１５番、風間です。１項、２項の調査報告をいたします。 この調査は、関口、飯島両委員さん、推進委員の千ヶ﨑さんと調査してまいりました。 １項、２項の譲受人は、市内若海地区在住、４０歳代、農業の女性です。夫婦で２７万４，５２７平米を営農しております。１項の譲渡人は、市内浜地区在住、会社員の女性です。２項の譲渡人は、市内浜地区在住、８０歳代、無職の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大であります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議　　長	調査の結果は、何の問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、１項、２項は原案のとおり可決いたします。
議　　長	次に、３項、４項についても関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。６番、阿部委員。
６　　番	３項の案件について報告します。 なお、この案件については、大原委員、一條委員、山崎推進委員の協力の下、調査しました。 譲受人は、市内小幡在住、５０歳代、農業経営の男性です。譲渡人は、同じく小幡在住７０歳代、男性です。申請事由については、農業の規模拡大と安定を図るためとのことです。区分は所有権の移転です。場所は、譲受人の自宅より徒歩１分にあり、親の代から貸付けしているため、この機会に畑の所有権移転を望んでいるとのことです。調査の結果、農機具等もそろっており何の問題もないと調査してまいりました。審議のほど、よろしくお願いいたします。 続きまして、４項の案件について報告します。 なお、この案件についても、大原委員、一條委員、山崎推進委員の協力の下、調査

しました。
譲受人は、市内小幡在住、５０代の農業経営の男性です。譲受人は、同じく小幡在住、６０代、無職の男性です。申請理由については、農業の規模拡大と経営の安定を図るためとのことです。区分は売買による所有権移転。場所は、譲受人の自宅より車で５、６分のところにあり、４０年くらい前より譲受人男性に貸付けをしている。この機会に圃場の売買を望んでところです。調査の結果、農機具等もそろっており、何ら問題ないと調査してまいりました。審議のほど、よろしくお願いします。

議　　長　調査の結果は、長年受人がこの土地を作っている、そして農機具等もそろっており許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、３項、４項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、５項、６項についても関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。

４　　番　４番、野口です。第５項、６項には関連がありますので、一括して調査報告いたします。
この調査は、椎名会長、森山推進委員に協力をしていただきました。
第５項及び第６項の譲受人は、鉾田市野友在住の４０歳代の農業経営の男性です。第５項の譲渡人は、市内於下在住、７０歳代の男性。第６項は同じ市内行方在住の６０歳代の男性です。これらの[redacted]です。申請理由は、耕作規模を拡大し、経営の安定を図ることで、区分は、贈与による所有権の移転です。これらの畑は、譲受人の自宅よりおよそ１５キロメートル、回送車等で２０分ほどの場所に所在しています。今回、後継者がいない譲渡人からの依頼に応じて譲り受けることになりました。農機具、従事日数と何ら問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　調査の結果は、５項、６項とも親戚関係にあり、また農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、５項、６項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、７項の案件につきましては、議事参与の制限による関係委員は議事に参与することができないとされております。よって、関係委員の退室を求め、その間、暫時休憩といたします。

（休憩）

議	長	それでは、再開いたします。 次に、７項の調査委員より調査の報告を求めます。９番、谷田川委員。
９	番	９番、谷田川です。小沼委員の案件となります。 この調査には、麻生・太田両地区４名で調査をしてまいりました。 譲受人は、行方市麻生在住、７０歳代の農業の男性です。渡人は、浦安市在住、８０歳代の無職の男性の方です。申請事由については、農業経営の規模拡大を図る。区分は、売買による所有権の移転です。渡人は、高齢になり浦安から車で来るのも大変になり、家と農地と山林を処分しようと考えていたところ、畑を数年前から耕作している譲受人に相談し、承諾をしてもらいました。受人は、夫婦２人で水稲２１万６，０００平米を作付けし、従事日数も３００日以上となっております。場所は、受人の家から５００メーターほどのところにあります。農機具等も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、数年前から受人が耕作しており、年間労働日数３００日以上、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、７項は原案のとおり可決いたします。 ここで、関係委員の入室を求め、その間、暫時休憩といたします。 （休憩） それでは、再開いたします。 次に、８項の調査員より調査の報告を求めます。２番、豊村委員。
２	番	２番、豊村です。第８項について報告いたします。 この件は、木村委員、川島推進委員にご協力いただき、調査してまいりました。 譲受人は、市内玉造在住、７０代の農業の男性です。譲渡人は、市内芹沢在住、７０代の無職の男性です。申請事由は、農業経営規模拡大と経営の安定を図るためで、区分は売買による所有権移転です。水稲、露地野菜を栽培しており、農業従事日数は年間３００日。場所は、自宅から地続きになります。農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、年間労働日数３００日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、８項は原案のとおり可決いたします。

議　　長	次に、９項の調査員より調査の報告を求めます。１番、一村委員。
１　　番	１番、一村です。第９項について報告いたします。 この案件は、橋本委員、金田推進委員、宮嵜推進委員の協力を得て行いました。 譲受人は、新宮在住、６０代の男性の方、譲渡人は、白浜在住、８０代の男性の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大のためで、区分は、売買による所有権移転です。今回取得しようとする土地は、譲渡人の家から歩いて５分ほどの場所であり、数年栽培されていなかったために多少荒れてしまっています。受人は、そこを再生し、レンコンの栽培を考えているということで、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議　　長	調査の結果は、自宅から歩いて５分ほど、そしてレンコンを栽培する予定ということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、９項は原案のとおり可決いたします。
議　　長	次に、１０項の調査委員より調査の報告を求めます。１９番、髙塚委員。
１　９　番	１９番、髙塚です。第１０項について調査報告をいたします。 調査員は、野原推進委員の同行を願い行いました。 譲受人は、市内手賀在住、７０代の農業の男性の方です。譲渡人も、市内於下在住の７０代の会社員の男性の方です。申請事由は、耕作規模の拡大と経営の安定を図るためとのことです。区分は、贈与による所有権の移転となります。譲渡人は、後継者もありませんので、[redacted]に譲り渡すことにしたそうです。譲受人は、現在、４万８，９５７平米耕作しており、主に水稲、カンショを作っております。通作距離も９キロ、車で１０分程度、何ら問題なく許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。
議　　長	調査の結果は、親戚関係にあり、車で１０分ぐらいということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、１０項は原案のとおり可決いたします。
議　　長	次に、１１項の調査員より調査の報告を求めます。１０番、近藤委員。
１　０　番	１０番、近藤でございます。１１項について調査報告いたします。 調査には、本澤委員、小嶋推進委員に協力をしていただきました。 受人は，鉾田市在住、７０歳代の男性の方です。水稲６，２５９平米、露地野菜１，１０８平米を作付けしております。渡人は、鉾田市在住、６０歳代の農業の男性の方です。申請事由は、受人の方が数年耕作しており、このたび譲渡していただ

		けることになりました。区分は売買による所有権移転です。渡人からの売買申請も確認しております。購入面積は５，２１２平米です。今回取得しようとする土地は、自宅から１５キロ、３０分のところに位置しております。農業従事日数も３００日以上、農機具等もそろっております。現在も耕作しており、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、受人が数年耕作しており、年間労働日数３００日以上、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１１項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、１２項の調査員より調査の報告を求めます。１番、一村委員。
１	番	１番、一村です。第１２項について報告いたします。
		この案件は、橋本委員、金田推進委員、宮嵜推進委員の協力を得て行いました。
		譲受人は、鹿嶋市在住の６０代の女性の方。譲渡人は、潮来市在住の８０代男性の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大のためで、区分は、贈与による所有権移転です。受人は、現在９，１４１平米の田で水稲を栽培しております。今回取得しようとする土地は、行方市四鹿にあり、受人の家から２０キロほど離れておりますが、農機具は自分の兄から借り受け、３０代の息子とともに水稲を栽培するということで、許可相当と調査しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、兄から機械を借りて耕作するということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１２項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、１３項の調査員より調査の報告を求めます。７番、飯島委員。
７	番	７番、飯島です。１３項について調査報告いたします。
		この案件は、風間、関口両委員、それから千ヶ﨑推進委員さんの協力をいただき調査してまいりました。
		譲受人は、市内捻木在住の７０歳代の農業の男性の方です。田、畑合わせて５０万５，２８１平米に水稲、野菜それからジャガイモ等を作付けしております。渡人の方は、笠間市在住の会社員の５０歳代の女性の方です。申請事由につきましては、記載のとおり農業経営の規模拡大のための譲り受けです。区分は売買による所有権の移転です。購入面積、４筆で８，２０７平米につきましては、自宅から車で約５分程度のところです。農業従事日数３００日以上、農業機械もそろっており、調査の結果何の問題なく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願

いします。

議　　長　調査の結果は、自宅から車で５分、労働日数も３００日以上、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１３項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、１４項の調査員より調査の報告を求めます。７番、飯島委員。

７　　番　７番、飯島です１４項について調査報告いたします。

　この案件は、風間、関口委員、千ヶ﨑推進委員さんの協力をいただき調査しました。

譲受人は、市内捻木在住の７０代の農業の男性の方です。渡人の方は、笠間市在住の会社員の５０代の女性の方です。申請事由は、記載のとおり、農業経営の規模拡大のための譲り受けです。区分は、売買による所有権の移転です。購入面積６８平米につきましては、自宅の隣接地ということです。農業従事日数２４０日と農業機械もそろっており、調査の結果、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　調査の結果は、自宅の隣接地ということ、また農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１４項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、１５項の調査員より調査の報告を求めます。１９番、髙塚委員。

１　９　番　１９番、髙塚です。第１５項について調査報告をいたします。

調査には、野原推進委員にも同行をいただき行いました。

譲受人は、市内手賀在住、６０代の団体職員の男性の方です。譲渡人は、神奈川県川崎市在住、７０代の会社員の女性の方です。申請事由は新規就農です。区分は売買による所有権移転となります。この農地は、親の代より借り受けていたもので、自宅の裏になります。以前より自家消費野菜を作っており、退職を機に野菜作りに精を出すとのことで、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　調査の結果は、親の代より耕作しており、何の問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１５項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、１６項の調査員より調査の報告を求めます。３番、大原委員。
３　　番　３番、大原です。第１６項のご報告をいたします。
調査については、阿部委員、一條推進委員、山崎推進委員と調査してまいりました。
譲受人は、市内行戸地区２０代の男性です。譲渡人は、鉾田市在住、２０代の男性です。[redacted]となります。土地は市内行戸地区の畑５，８３４．１４平米で、申請事由は、今まで父のところで農業をしていたが、[redacted]の農地を譲り受け、独立して農業を営むことです。新規就農で、贈与による所有権移転です。取得する土地は自宅、隣接している農地となります。譲受後はネギを生産するとのこととなります。農機具は一部保有しておりますが、不足分は父所有の農機具を借用するとなっております。書類関係も農地等利用計画書が含まれており、問題ないものです。調査の結果、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議　　長　調査の結果は、自宅に隣接しており、書類もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。
議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、１６項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、１７項の調査員より調査の報告を求めます。１７番、郡司委員。
１７番　１７番、郡司です。第１７項の調査報告いたします。
この案件については、宇井推進委員と共に調査してまいりました。
譲受人は、６６歳、行方市荒宿に在住し、農業兼会社員の方です。水稲、露地野菜など８９アールを営農しております。譲渡人は、６４歳、同市井上に在住、無職の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営安定を図るためです。区分は、売買による所有権移転になります。農機具等もそろっており、調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。
議　　長　調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。
議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、１７項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、１８号の調査員より調査の報告を求めます。１７番、郡司委員。
１７番　１７番郡司です。第１８項の調査報告いたします。
この案件については、宇井推進委員と共に調査してまいりました。
譲受人は、６１歳、行方市井上に在住し、農業の方です。水稲、露地野菜など２３

０アールほど営農しております。譲渡人は、７４歳、同市井上に在住し、農業の方です。申請事由は、新規就農ですが、実際は親元就農になります。区分は売買による所有権移転になります。農機具等もそろっており、調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。

議　　長　調査の結果は、親元就農、また農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１８項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、１９項の調査員より調査の報告を求めます。１１番、茂木委員。

１１番　１１番、茂木です。３条１９項の調査報告をします。

調査には、横瀬、小澤両委員の協力を得て調査してまいりました。

受人は、埼玉県朝霞市、５２歳男性。現在、農業を行方市以外に作業場と畑を持って１万４，１６１平米を営農しています。渡人は、行方市繋昌、４８歳会社員の男性です。権利を移転する畑は、行方市[redacted]３，０３０平米の畑です。申請事由は、新規就農のため。現在農作業経験５年、年間作業２５０日です。権利取得後、営農面積は１万７，１９１平米になります。権利取得後はサツマイモを作付けするそうです。行方市以外から今回の権利を取得するところまでは車で７キロ、１０分ぐらいのところです。農機具は自己資金があるので大丈夫です。とのことです。許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　調査の結果は、農機具等はこれから購入準備金により導入し、就農するということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１９項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、２０項の調査員より調査の報告を求めます。２番、豊村委員。

２番　２番、豊村です。第２０項について報告いたします。

この件は、木村委員にご協力いただき調査してまいりました。

譲受人は、市内玉造在住の６０代、農業兼会社役員の男性です。譲渡人は、市内羽生在住の６０代、会社員の男性です。申請事由は、申請地を取得して経営の安定を図るためで、区分は売買による所有権移転です。露地野菜、庭木を栽培しており、農業従事日数は年間１５０日、農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　調査の結果は、年間労働日数１５０日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、２０項は原案のとおり可決いたします。
議　　長	次に、２１項の調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。
４　　番	４番、野口です。第２１項について調査報告いたします。 この調査は、椎名会長、森山推進委員にご協力をいただきました。 譲受人は、市内在住８０代の男性。譲渡人は、同じく市内在住の７０代の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大を図るためです。区分は、売買による所有権の移転です。許可を受けようとする田は、譲受人の耕作地に隣接しています。農業従事日数３００日、周辺の地域との関係も問題なく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議　　長	調査の結果は、受人の田んぼのすぐ隣、また農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、２１項は原案のとおり可決いたします。
	（議案第７号）
議　　長	次に、議案第７号　農地法５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事　務　局	議案第７号　農地法５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和８年２月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 案件につきましては、第４項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議　　長	１項ごとに審議いたします。 １項の調査員より調査の報告を求めます。１２番、橋本委員。
１　２　番	１２番、橋本です。１項の調査報告をします。 なお、この案件については、一村委員、金田、宮嵜両推進委員の協力の下、調査してまいりました。 申請人は、市内青沼在住の[redacted]４０歳代の男性です。また、貸付人は、市内南高岡在住の６０歳代の女性です。場所は、[redacted]です。面積は１，２３９平米です。申請目的は、営業車両が増えるため、現在の駐車場では使用できないための申請です。なお、区分は賃貸借権の設定です。申請目的の実現の確実性、周辺農地の営農への支障は書類上問題がないと思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いします。以上。
議　　長	車の駐車場としてこの土地を使う。周辺農地への影響もないということで、許可相

当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。
議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、２項について調査員より調査の報告を求めます。９番、谷田川委員。
９　　番　９番、谷田川です。第２項の調査報告をいたします。
調査については、麻生・太田両地区４名で調査をしてまいりました。
受人は、市内石神在住の２０代の男性です。渡人は、市内青沼在住の８０代の農業の男性です。[redacted]になります。申請事由については、自己用住宅。区分は使用貸借権です。なお、この土地は、昨年１０月に農振除外の申請が出されています。現在アパート暮らしをしていますが、子どもの成長に伴い、手狭になってきたため自己用住宅を建築したいそうです。調査の結果、関係書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議　　長　調査の結果は、２人の関係も義理の親子。子どもの成長に伴って部屋が足りない。それで家を建てるということでした。許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。
議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、２項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、３項について調査員より調査の報告を求めます。９番、谷田川委員。
９　　番　９番、谷田川です。第３項の調査報告をいたします。
調査については、麻生・太田両地区４名で調査をしてまいりました。
譲受人は、東京都に本店を置く太陽光事業を営む法人です。渡人は、市内石神在住の６０代の無職の男性。申請事由については、太陽光発電設備。区分は、売買による所有権移転です。なお、この土地は、昨年１０月に農振除外の申請が出されています。調査の結果、関係書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議　　長　調査の結果は、昨年１０月に農振除外、また関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。
議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、３項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、４項について調査員より調査の報告を求めます。１６番、小沼委員。

１　６　番	１６番、小沼です。４項の調査報告をします。 この調査には、麻生・太田４人で調査をしてまいりました。 譲受人は、潮来市大塚野、３６歳、会社員の男性の方。譲渡人は、行方市麻生、５７歳、会社員の男性の方です。申請事由は自己用住宅。区分は売買による所有権移転です。譲受人は、現在家族５人で貸家に生活しており、生まれた行方市に戻って自己用住宅を建築したいとのことです。場所は、[redacted]になります。事業計画書、見積書、残高証明書、その他関係書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。
議　　長	調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、４項は原案のとおり可決いたします。
	（議案第８号）
議　　長	次に、議案第８号　買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第３条許可処分についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事　務　局	議案第８号　買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第３条許可処分について下記のとおり証明願があったので証明書の発行及び落札後の農地法第３条許可処分について提案する。なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者は、最高価買受申出人または次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、行方市農業委員会会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可をしてよろしいか、併せて提案する。令和８年２月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 案件につきましては、第１項のみとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議　　長	１項について、調査員より調査の報告を求めます。１２番、橋本委員。
１　２　番	１２番、橋本です。１項の調査報告をします。 なお、この案件は、一村委員、金田、宮嵜両推進委員の協力の下、調査してまいりました。 申請人は、市内青沼在住の４０歳代、農業の男性です。申請人の現在の経営面積は、水田、畑を合わせて２万６，８２９平米です。また、家族３人で年間従事日数は３６０日。農機具等もそろっており、買受人としては適格であると思います。委員の民様のご審議のほどよろしくお願いします。以上。
議　　長	調査の結果は、家族３人で仕事をして、年間労働日数も３６０日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）

議　　長	異議なしと認め、１項は証明書を交付することに決定します。 追って、お諮りします。ただいま証明書を交付することに決定したことについて、本証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人または次順位買受申請人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、本職が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き許可をすることにご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	（議案第９号）
議　　長	議案第９号　現況証明願の件を議題といたします。事務局より説明願います。
事　務　局	議案第９号　現況証明願について。下記のとおり証明願があったので提案する。令和８年２月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 案件につきましては、第３項までとなっております。事務局説明は事前に配布しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議　　長	１項ごとに審議いたします。 調査員より調査の報告を求めます。８番、関口委員。
８　　番	８番、関口です。第１項について調査報告をいたします。 この案件は、風間委員、飯島委員、千ヶ﨑推進委員のご協力をいただき、調査をしてまいりました。 申請人は、土浦市荒川沖在住の男性です。申請事由は地目変更のため。区分は証明書の交付となります。申請地は、[redacted]になります。申請地の隣地は３方向山林であり、日陰になっております。２０年以上も前より耕作をしておらず、現在はシノ山状態です。農地に復元が困難な状態であるため、証明書の交付は妥当であると調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議　　長	調査の結果は、２０年以上耕作しておらず、シノ山状態。農地に復元することは困難ということで、証明書交付は妥当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、１項は証明書を交付することに決定いたします。
議　　長	次に、２項の調査員より調査の報告を求めます。８番、関口委員。
８　　番	８番、関口です。２項について調査報告をいたします。 この案件は、風間委員、飯島委員、千ヶ﨑推進委員のご協力をいただき、調査をしてまいりました。 申請人は、市内羽生在住の男性です。申請事由は、地目変更のため。区分は、証明書の交付となります。申請地は、[redacted]です。３０年以上耕作しておらず、現在は雑木やシノ等が生えてお

り、農地には復元困難な状態であるため、証明書の交付は妥当であると調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　調査の結果は、３０年以上耕作されておらず、証明書の交付が妥当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、２項は証明書を交付することに決定いたします。

議　　長　次に、３項の調査員より調査の報告を求めます。７番、飯島委員。

７　　番　７番、飯島です。３項について調査報告いたします。

この調査は、風間、関口委員、千ヶ﨑推進委員さんの協力をいただき調査してまいりました。

申請人は、市内芹沢在住の男性の方です。申請事由は地目変更登記のため。非農地証明の交付になります。場所は、[redacted]でございます。現地を確認したところ、３０年以上前から耕作しておらず、山林化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況ですので、非農地証明願の交付は妥当であると調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　調査の結果は、３０年以上耕作されておらず、とても農地に復元することは困難ということで、交付相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、３項は証明書を交付することに決定いたします。

（議案第１０号）

議　　長　議案第１０号　農地改良協議書の同意についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　それでは、議案第１０号　農地改良協議書の同意について、下記のとおり協議書の提出があったので提案する。令和８年２月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。

本案件は、籠田地内の田畑転換のため農地改良協議となっております。内容としましては、田んぼに客土を行い、畑地化して水稲の規模拡大に対応するための育苗ハウスを増設するものとなっております。しかし、事業者は農地改良協議を行わないまま客土を行ったため、地区担当の農業委員を通し指導を行ったものとなります。協議書には始末書も添付しており、農地改良協議の是正となりますが、ご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　それでは、１項の調査員より調査の報告を求めます。１番、一村委員。

１　　番	１番、一村です。第１項について報告いたします。 この案件は、橋本委員、金田推進委員、宮嵜推進委員の協力を得て行いました。 申請人は、行方市籠田在住の６０代の男性です。改良の種別は田畑転換。改良の計画の詳細は客土です。同意を受けようとする土地は、申請人の居宅から道路を挟んで反対側の田んぼです。申請人は、そこに水稲の育苗ハウスを作ろうとして、許可を受けずに盛土をしてしまいましたが、指摘を受けて農地改良協議書を提出いたしました。申請人は、現在３町歩ほどの水田で水稲を栽培しており、さらに面積を拡大しようと希望しております。そのために大きな育苗ハウスを必要としているとのことです。始末書やそのほか書類もそろって提出しており、また周辺の農地への影響もないと調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議　　長	調査の結果は、始末書も添付してあり、関係書類もまた添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、１項原案のとおり同意いたします。
	（議案第１１号）
議　　長	次に、議案第１１号　行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事　務　局	議案第１１号　行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について、別紙のとおり意見を求められたので提案する。令和８年２月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 別紙資料ナンバー１をご覧いただきたいと思います。 令和８年２月１０日付で行方市長より、農業委員会長宛てに、農業振興地域整備計画変更に係る意見を求められております。今回５件の申請がありました。事務局説明は事前に配布しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議　　長	１項ごとに審議いたします。 １項の調査員より調査の報告を求めます。７番、飯島委員。
７　　番	７番、飯島です。１項について調査報告いたします。 この調査は、片岡、関口委員、千ヶ﨑推進委員さんの協力をいただき調査してまいりました。 申請人は、市内芹沢在住の６０歳の会社員の女性の方です。申請事由は自己用住宅の建築のためと。除外面積は、畑３，８８９平米のうちの４８８．６４平米の除外でございます。[redacted]です。現在は、父母と夫と４人で父所有の住居に生活しているが、現住居は老朽化がひどく、また震災の被害を受けており、一刻も早く新しい住居が必要な状態とのことです。必要書類も添付され、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議	長	調査の結果は、必要書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１項は農用地区域から除外することに異議ないものと決定いたします。
議	長	次に、２項の調査員より調査の報告を求めます。６番、阿部委員。
６	番	６番、阿部です。第２項の案件について報告します。 なお、この案件については、大原委員、一條推進委員、山崎推進委員の協力の下、調査してまいりました。 申請者の男性は３０代で、妻と子どもと共にアパート暮らしをしておりますが、結婚時より自己住宅の建設を検討しているところです。行方市内の[redacted]の土地を譲り受けることになり、今回の申請となりました。農業振興地域農用地からの除外を希望しております。調査の結果、添付書類もそろっており、何ら問題もないと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、２項を農用地区域から除外することに異議ないものと決定いたします。
議	長	次に、３項の調査員より調査の報告を求めます。９番、谷田川委員。
９	番	９番、谷田川です。３項の調査報告をいたします。 調査については、麻生・太田両地区４名で調査をしてまいりました。 申出者は、鹿嶋市内の太陽光事業を営む法人です。変更区分は除外。目的については太陽光発電設備です。面積は１，０５８平米です。調査の結果、関係書類等も整っており、本申請地を農振除外することについて、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、３項は農用地区域から除外することに異議ないものと決定いたします。

議　　長	次に、４項の調査員より調査の報告を求めます。１２番、橋本委員。
１　２　番	１２番、橋本です。４項の調査報告をします。 なお、この案件は、一村委員、金田、宮嵜両推進委員の協力の下、調査してまいりました。 申請人は、鹿嶋市にある太陽光発電を営む代表取締役の男性です。土地所有者は、市内根小屋在住、無職の男性です。場所は、市内青沼地区の畑です。面積は１，４０４平米です。申請事由は、太陽光発電事業を行うことを目的としたものです。事業計画、隣接土地所有者の同意も得ていることから、農用地区域からの除外が妥当と思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いします。以上。
議　　長	調査の結果は、事業計画書、また隣地の同意書もそろっており、許可は妥当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、４項は農用地区域から除外することに異議ないものと決定いたします。
議　　長	次に、５項の調査員より調査の報告を求めます。１２番、橋本委員。
１　２　番	１２番、橋本です。５項の調査報告をします。 なお、この案件は、一村委員、金田、宮嵜両推進委員の協力の下、調査してまいりました。 申請人は、市内にある[redacted]の男性です。土地所有者は、市内青沼在住の男性。場所は、[redacted]です。面積は1,257平米です。申請事由は、駐車場、資材置場の整備のためです。事業計画等もそろっており、農用地区域からの除外は妥当と思われます。委員の皆様のご審議のほどをよろしくお願いします。以上。
議　　長	調査の結果は、事業計画書等もそろっており、農用地から除外することが妥当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、５項は農用地区域から除外することに異議ないものと決定いたします。
	（議案第１２号）
議　　長	次に、議案第１２号　農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事　務　局	議案第１２号　農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和８年２月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。

別紙資料ナンバー２をご覧いただきたいと思います。
行方市長より、行方市農業委員会長宛てに、農用地利用促進計画案に係る意見を求められております。計画案は、令和８年４月１日始期の新規４４件、８７筆、１８万９７９平方メートルになります。更新３件、５筆、８，１４８平方メートルになります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。

議　　長　説明が終わりました。それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定については、原案のおり決定といたします。

（議案第１２号）

議　　長　議案第１３号　令和８年度行方市農業労賃及び賃借料情報についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　議案第１３号　令和８年度行方市農業労賃及び賃借料情報について、下記のとおり提案する。令和８年２月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。
別紙資料ナンバー３をご覧いただきたいと思います。
こちらは、先月１月２６日に開催いたしました農政部会の中で近隣自治体の状況等を見ながら検討いたして作成しています。内容につきましては、ご覧いただきたいと思います。この後、４月の市報と併せて全戸配布する予定となります。以上です。

議　　長　農業労賃及び賃借料情報につきましては、１月の農政部会において検討された結果、本澤農政部会長より説明をお願いいたします。

１　４　番　１４番、本澤でございます。
ただいま事務局のほうより説明がありましたように、１月２６日に開催をいたしました農政部会で近隣自治体の状況を見ながら検討して案を作成いたしました。資料ナンバーの３をご覧いただきたいと思います。これによってご説明をしていきます。
まず、農業労賃の一般農業賃金と茨城県最低賃金が１，０７５円に引き上げられたように変わっていまして、昨年８，１００円だったものを今回５００円引き上げまして８，６００円といたしました。資料の中で赤字で掲載されておりますのが昨年より引き上げた単価であります。
次に、動力持込作業賃金につきましては、継続する燃料費の高騰に伴い、昨年に引き続き見直しをすることで協議を行いました。見直した項目は、水田の稲刈りを昨年２万１，５００円から５００円引き上げまして２万２，０００円とし、あわせて稲刈り、乾燥、籾摺りについても昨年３万６，５００円から５００円引き上げまして３万７，０００円といたしました。

畑につきましては、昨年と同額となっております。
賃借料情報については、令和７年１月から１２月までの賃借料のデータを参考としました。それぞれ１０アール当たり田で１万７，０００円、畑が１万円となっております。米の価格が一昨年、昨年と高騰をしましたが、昨年末より価格の下落が目立ちましたので、賃借料につきましては、若干の上乗せとして本年度米の価格の動向を見ながら来年度の改定のときに協議をするということになりました。以上、農政部会での協議結果を報告いたします。以上です。

議　　長　本澤農政部会長の説明、ありがとうございました。ここで質疑を求めます。質疑はありませんか。小沼委員。

１　６　番　１６番、小沼です。
水稲苗のことですけれども、今年米が高くて種籾が去年がキロ７００円ぐらいですけれども、今年の販売額が１，０２８円、その他一般が１，０４５円なんですよ、１キロ。それで、苗が７００円ですね、１枚ね。ちょっと７００円では近隣市の苗の販売元では税別で７５０円、管内の販売元は農薬が入って９０２円ですか、１枚。今年上げられているけれども、一応来年から上げるような話ですけれども、７００円では、もう１，０００単位まで種籾が上がったので、５０円くらい上げてほしいと思うんです。持ち込みで大体２０枚平均でも１，０００円は上がるというくらいですと、田植えでも２万１，５００円、それで１，０００円上がって２万２，５００円ぐらいまでは苗が高くなったので、７５０円から８００円ということまでちょっと相場が高いので、ここら７００円から８００円の間にしてくれればいいなと、私の考えですけれども、あと協議してほしいと思います。

議　　長　それでは、本澤部会長、お願いいたします。

１　４　番　ただいま小沼委員さんのほうからご意見がありましたのですが、苗の単価はもうほぼ３、４年ぐらいは据え置きということになっていると思います。私もその点をちょっと考えると、農政部会のときには分かっていたんですが、それと１２月の全員協議会の中でも私皆さんからより多くの意見を頂戴しようと思いまして、何かご意見がある人は事務局なり農政部会の方にご報告をしていただきたい、それを基に協議をするということでお伝えをした経緯があろうかと思いますが、本当に３、４年、７００円は据え置きです。それ分かっていました。でも、全体的に米の価格が１１月頃から据え置きまたは、下落しましたので、皆さんの考えが今回のこの労賃の協議のときには、少し先行き不透明であり、どうしたほうがよいだろうかというのが主流だったので、ここでは農政部会においては若干の値上げということで、そこまでは手をつけませんでした。これは議案として出されていると思いますので、これは皆さんの賛同があれば、私は農政部会としてはそれでいいと思いますので、あとは議長、よろしくお願いします。

議　　長　ただいま本澤部会長より説明ございました。そのほか皆さん、どんどん意見を出してもらえるようお願いいたします。郡司委員。

１　７　番　１７番、郡司です。
水稲の苗代のことなんですけれども、やはり昨日私のほうに今年度の種籾が届いたんですけれども、単価を調べた結果、やはり昨年度よりコシヒカリが３００円等上

がっています。また品種によってはキロ当たり４００円上がっています。例えば、単純に皆さん知っているとおり、種籾１袋、１袋といっても小袋で大体１，２００円から１，６００円値上がりしたという形なんですけれども、そうするとやはりその分苗代のほうにも転換しなきゃならないのかなと。だから、小沼委員が言ったように、最低でも５０円。私としては個人的には８００円に対して２００円上げてもいいんじゃないかなという気がします。それでご検討いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議　　長　本澤委員、どうぞ。

１　４　番　そうしますと、５０円ぐらい値上げするのはいいと思いますが、そうしますと、次にあります田植作業の苗持ち込み、これが今２万１，５００円ですよね。この辺もう少し上げたほうがいいんですか。

１　６　番　田植作業の苗持ち込みが５０円だったら最低今２０枚使う人はいないけれども、２０枚で計算しているから、そうすると１００円上げたら２，０００円上がるし、５０円なら１，０００円くらいで。そこらは苗が高くなったら持ち込み苗も高くなるってことです。一般的に１００円上げるか、５０円上げるかどっちかです。

議　　長　ここで暫時休憩をいたします。

（休憩）

議　　長　再開いたします。

事　務　局　今の意見をいただきまして、この賃借料情報につきまして苗代を７５０円、機械田植の苗持ち込みが２万２，５００円ということで修正案として提案させていただきます。

議　　長　今、局長のほうから説明ありました。皆さん、今の修正案でよろしいでしょうか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認めます。それでは、令和８年度行方市農業労賃並びに賃借料情報については、一部修正し、決定といたします。

（報告第５号）

議　　長　それでは、次に、報告案件に入ります。
報告第５号　農地パトロール（許可後の実施状況）の結果についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　報告第５号　農地パトロール（許可後の実施状況）の結果について、下記のとおり報告する。令和８年２月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。
別紙でございますけれども、フォルダが総会資料、こちらに資料４ということで、農地パトロールの結果状況を一覧で示したものがございますので、そちらのほうを開いてご参照ください。総会資料のフォルダの資料４というものになります。
令和８年第１回農地パトロールでございますけれども、調査日が２月１８日から２０日まで３日間行われました。調査の内容、それから調査件数になりますが、４条が４件、５条が４８件、制限除外が３件、営農型太陽光が１８件、合計７３件の調

	査を行っていただきました。 結果といたしまして、工事が完了しているものが４３件、それから工事中が７件、未着手が２３件という結果でございました。調査結果については以上でございます。
議　　長	農地パトロールにつきましては、大変お忙しい中、ご苦労さまでございました。 ここで各地区の委員代表の方より報告をいただきたいと思います。まず、麻生地区、１６番、小沼農地部会長代理より報告願います。
１　６　番	１６番、小沼です。麻生地区の農地パトロールの調査結果について報告します。 調査は２月１８日に実施しました。今回の調査件数は１５か所、５条が１２か所、営農型発電施設が３か所でした。実施状態ですが、目的どおり工事完了している件数が９か所、工事中が２か所、未着手が５か所です。未着手５か所の内訳については、全て５条案件です。営農型発電では、下部農地の育成不良の改善、作物の変更やイノシシ対策の指導を行いました。以上、麻生地区の報告を終わります。
議　　長	ありがとうございました。 次に、北浦地区の報告を１３番、横瀬会長代理よりお願いいたします。
１　３　番	１３番、横瀬です。北浦地区の農地パトロール調査結果について報告をいたします。 調査は２月１９日に実施しました。今回、調査件数は２１か所、内訳としては４条が２か所、５条が４か所、制限除外が２か所、営農型太陽光発電が１１か所です。実施状況ですが、目的どおり工事が完了している件数が１７か所、工事中が１か所、未着手が３か所でございます。未着手３か所につきましては、４条案件が２か所、制限除外が１か所となっております。営農型太陽光の下部の生育状況ですが、シャインマスカットなど生育してるものの、計画よりは木が少なく見えるものもありますので、更新の申請の際には作物の変更を含め十分な指導をしていきたいと考えております。以上、北浦地区の報告を終わりにします。
議　　長	ありがとうございました。 次に、玉造地区、１５番、風間農地部会長より報告を願います。
１　５　番	１５番、風間です。玉造地区の農地パトロールの調査結果についてご報告をいたします。 調査は１月２０日に実施いたしました。今回の調査件数は３７か所で、内訳といたしましては、４条が２か所、５条が３０か所、制限除外が１か所、営農型太陽光発電が４か所であります。 実施状況でありますが、目的どおり工事が完了している件数が１７か所、工事中が５か所、未着手が１５か所となっております。未着手の１５か所の内訳につきましては、４条案件と５条案件となります。長い期間未着手の案件につきましては、転用事業者に状況の確認をしながら許可の取下げの手続を指導していきたいと思っております。これで玉造地区の報告を終わります。委員の皆様方には、お忙しいところ農地パトロール大変ご苦労さまでございました。今後ともご協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議　　長	ありがとうございました。 それぞれの代表委員より報告がありましたが、今後とも皆様のご指導、よろしくお願いいたします。 （報告第６号）（報告第７号）（報告第８号） （報告第９号）（報告第１０号）
議　　長	次に、報告第６号　制限除外の移動届の受理について、報告第７号　農地法第３条第１項第１３号の規定による届出書の受理について、報告第８号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、報告第９号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について、報告第１０号　農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明願います。
事　務　局	報告第６号　制限除外の移動届出の受理について下記のとおり報告する。令和８年２月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 第１項から第３０項につきましては、市の道路事業により市が道路用地として買収したものの届出となります。第３１項につきましては、高圧架空送電線の工事用地のための届出となります。 続きまして、報告第７号　農地法第３条第１項第１３号の規定による届出書の受理について下記のとおり報告する。令和８年２月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 農地中間管理機構の特例事業の要に資するため、所有権の移動があった一覧になります。ご確認ください。 続きまして、報告第８号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について下記のとおり報告する。令和８年２月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 こちらは、相続による所有権を取得された方の届出７件の一覧になりますので、ご確認ください。 続きまして、報告第９号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について下記のとおり報告する。令和８年２月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 こちらは、合意解約により賃貸借を解約した通知があった２１件の一覧になりますので、ご確認ください。 最後に、報告第１０号　農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について下記のとおり報告する。令和８年２月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 こちらは、先月に提出いただきました活動記録簿を集計したものになります。こちらもご確認いただければと思います。以上です。
議　　長	それでは、報告案件について質疑を求めます。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認めます。
		（閉会宣告）　　午後　２時５８分
議	長	これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第２回総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。